

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成31年2月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800077号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱)第1800001号

第1 結論

昭和37年10月26日から昭和42年7月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年10月26日から昭和42年7月25日まで

私は、年金の裁定請求時において、A社(現在は、B社)及びC社(現在は、D社)に勤務していた時の請求期間について、年金記録上、脱退手当金が支給されていたことを知った。私は、C社の退職時に脱退手当金を請求していないので、調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者のC社に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、オンライン記録により確認できる請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和42年9月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)における被保険者記号番号(以下「記号番号」という。)は、請求期間であるA社及びC社での厚年期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚年期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、請求者は、C社を退職する際に、退職書類の中に脱退手当金を選択するか否かの書類があり、それに脱退手当金を選択しないと書いた記憶があるとしているが、同社の現在の事業主が保管している当時の人事関係書類(人事台帳及び退職調書)では脱退手当金の記録は確認できない。

加えて、請求者から聴取しても、受給した記憶がないと述べているほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手

当金を受給していないものと認めることはできない。